

(別記様式1) 第3条関係

平和の森会館 使用上の注意

【会館の使用について】

- 1 会館は葬儀（通夜・告別式）及び法要を優先使用とします。
- 2 葬儀に使用する場合、原則として集会室2室及び控室（和室）1室の使用とします。ただし、会葬者が多い場合は、全館を使用することができます。（全館使用の目安：70人以上の会葬者が見込まれる場合）
- 3 葬儀に使用する場合、集会室・和室（控室）の使用は、原則として午後3時30分から翌日午後3時までとなります。
- 4 法要・会議等に使用できる室場は集会室3・4とし、使用できる時間は原則として午前9時から午後3時までとなります。ただし、会議等の使用は、葬儀の妨げにならないものについて承認します。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認はしません。
 - (1) 公の秩序を乱す恐れがあるとき。
 - (2) 管理上支障があると認めたとき。
 - (3) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）第10条に該当するとき（該当する例として、暴力団関係者又は暴力団関係者であった者の葬儀、法要その他の集会で使用するときなど。）

【会館使用の申請について】

- 1 葬儀の申し込みは口頭もしくは電話により、下記の項目を申し出てください。

| | |
|-----------------------|------------|
| ① 申請者住所・氏名・電話番号 | ④ 使用施設 |
| ② 故人の住所・氏名・生年月日・死亡年月日 | ⑤ 会葬者の予定人数 |
| ③ 使用年月日 | ⑥ 葬儀業者名 |
- 2 法要及び会議等に係る使用申込については、使用する日の属する月の前月の1日からとなります。[例：使用日6月15日 ⇒ 使用申込開始日5月1日からとなります。]

【使用承認の取消しについて】

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、もしくは停止します。
 - (1) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
 - (2) 条例、規則又は平和の森会館事務取扱要綱に違反したとき。
 - (3) 大田区暴力団排除条例第10条に該当することとなったとき（該当する例として、暴力団関係者又は暴力団関係者であった者の葬儀、法要その他の集会で使用したときなど。）
 - (4) 災害その他の事情により使用ができなくなったとき。
- 2 上記(3)に該当した場合、すでに納めた施設使用料等がある場合は、返還されないことがあります。

【その他】

- 1 同時に使用する他の使用者の迷惑になる行為をしてはいけません。二組使用時の施設使用時間は会館係員と打合せをしてください。
- 2 多人数の会葬者が見込まれる場合、予め会館係員と打合せをしてください。
- 3 敷地内外で会葬者が隊列を組み、関係者を出迎える等の行為をさせてはいけません。ただし、受付における記帳及び焼香のために並ぶことはこの限りではありません。

- 4 来館に際してはできるだけ公共交通機関を利用するよう、会葬者に案内してください。
また、所定の駐車場以外には駐車させないでください。なお、会館周辺の道路は駐車禁止となっています。
- 5 正門外側へ花輪及び生花を飾り付けしないでください。
また、全館使用の場合に設置する看板は敷地内の建物正面のパイプのみとし、会館敷地外に設置してはいけません。なお、使用者（葬家）名以外の看板は禁止とします。
- 6 使用時間を厳守してください。また、施設使用後は原状回復し、退出の際必ず会館係員に申し出て確認を受けてください。原状回復に伴う時間については使用時間に含めます。
- 7 貴重品は自らの責任で保管するものとし、会葬者にも周知してください。
- 8 集会室内の照明、祭壇のろうそく・線香等は午後10時をもって消してください。
- 9 敷地内は禁煙です。また、飲食は定められた場所でお願いします。
- 10 通夜当日控室で仮泊することができます。この場合、予め会館係員に仮泊する人数を申し出してください。
(申し出た人数を超えての仮泊をしてはいけません。) 寝具は使用者自ら手配してください。
なお、扉閉鎖後の午後10時以後、翌朝の扉開放まで館外に出入りはできません。
- 11 使用者及び取扱業者は、責任を持って会葬者等に会館の諸規則を守らせてください。
- 12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ及び指定感染症に関するご遺体について、会館で葬儀を希望される場合は必ず事前にご相談ください。事前のご相談がない場合は、必要な対応を行えないため、ご利用をお断りすることがあります。

【設営等に関する注意事項】

《設営》

- マッチ・線香などによる焦げを防止するため、床にマット等を敷くこと
- 会館の壁・天井等に傷が付くのを防止するため、ポール等を使用するときは当て布か厚紙を当てること
- マイク等の音響装置は音量に十分注意して使用すること。他の利用者に迷惑を与えると会館係員が判断した場合、マイク等の使用を禁止する場合があります。
- 出入り業者（葬祭業者及び仕出業者等）には、事務室に立ち寄るよう指示すること
- 茶葉、調味料等は使用者が用意すること

《原状回復》

- 使用した机・椅子・控室のテーブルは拭いて、元の場所に戻すこと
- 会館備え付けの茶碗・急須・コップ等は、使用後洗浄してもとの場所に戻すこと
- 弁当の空き箱・空き瓶・空き缶等のゴミは持ち帰ること。若しくは注文した仕出し屋や酒屋には終わり次第引き取らせること
- 祭壇、道具類の搬入出及び設営の際、施設・備品等を破損した場合は弁償していただきます。

(別紙「大田区暴力団排除条例に関する説明書」)

上記内容に確認、同意いただきましたら、【「平和の森会館 使用上の注意」確認、同意、誓約書】を、ご来館の際署名いただきます。

大田区暴力団排除条例に関する説明

大田区暴力団排除条例（平成 24 年区条例第 38 号）の規定により、下記事項に該当する申請の場合は、承認されないことがあります。また、いったん承認された場合でも、下記事項に該当することとなった場合には、それが取り消される場合があるほか、既に区に納めた使用料がある場合には、返還されないことがあります。

その他、申請者やこの申請に関係する者が、暴力団関係者に該当するか否かの確認のため、警視庁へ照会があります。

（該当する事項）

1 区が設置する公の施設利用に係る申請（条例第 10 条関係）

区が設置する公の施設の利用に関して、その利用目的又は内容が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるとき。

注 用語の定義

（1）暴力団

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員

法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団関係者

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

（4）暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

暴力団員又は暴力団が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

暴力団員を雇用している者

暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者